

国立大学法人富山大学特命教員等の給与に関する細則

平成 20 年 10 月 14 日 制定

平成 22 年 4 月 1 日 改正

平成 23 年 4 月 1 日 改正

平成 27 年 3 月 25 日 改正

平成 29 年 3 月 14 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人富山大学特命教員等給与規則（以下「特命教員等給与規則」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、富山大学に勤務する年俸制の適用を受ける職員で、特別の事情があると認められる場合の基本年俸の額について必要な事項を定める。

(特別の事情があると認められる場合)

第 2 条 特別の事情があると認められる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 採用しようとする者の基本年俸の額が、予算上の理由により特命教員等給与規則第 4 条第 1 項により決定できない場合
- (2) 採用しようとする者の基本年俸の額が、採用前の収入と比較し著しく低くなり、採用が困難となる場合

(年俸額の決定)

第 3 条 基本年俸の額は、採用しようとする者の職務経験、業績、実施する事業における業務内容、これらに係る予算等を総合的に勘案して、別表の基本年俸表に定めるところにより学長が決定する。

附 則

この細則は、平成 20 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（基本年俸表）

号給	基本年俸額（円）
1	1,968,000
2	2,304,000
3	2,652,000
4	3,000,000
5	3,348,000
6	3,684,000
7	4,044,000
8	4,380,000
9	4,728,000
10	5,076,000
11	5,424,000
12	5,772,000
13	6,108,000
14	6,468,000
15	6,804,000
16	7,152,000
17	7,488,000
18	7,848,000
19	8,196,000
20	8,532,000
21	8,892,000
22	9,228,000

号給	基本年俸額（円）
23	9,576,000
24	9,912,000
25	10,272,000
26	10,620,000
27	10,956,000
28	11,304,000
29	11,652,000
30	12,000,000
31	12,336,000
32	12,696,000
33	13,032,000
34	13,380,000
35	13,728,000
36	14,076,000
37	14,424,000
38	14,760,000
39	15,120,000
40	15,456,000
41	15,804,000
42	16,152,000
43	16,500,000